

2015-2016

# Kochi Royal Rotary Club

高知ロイヤルロータリークラブ週報

第 557 回 2016 年 2 月 16 日(火)例会



Be a gift to the world  
心からあたたまる、  
お接待をしよう



## 今週の例会 会長あいさつ

みなさんこんにちは、ビジターの  
山内家 19 代当主山内豊功さん得月楼 5 代目店主松  
岡英雄さんありがとうございます。ごゆっくりおつろぎ下さ  
い。

一昨日龍馬マラソンが行われました。参加された方にお  
聞きすると大変暑かったそうです。気温も 20 度を上回り  
倒れられる方も沢山おいでたそうです。今朝は気温 0 度  
で温度差の激しい気候となっております。皆様体調にお気  
をつけください。

三寒四温とゆう言葉がありますが、暑い寒いを繰り返しな  
がら少しずつ春が近づいてきます。

本日の花紹介

白いストック「思いやり」「ひそかな愛」

本日の卓話は清水敏博会員です。題名は「私の仕事に  
ついて」司法書士のお話です。楽しみですね。

副会長:岡崎 秀仁  
幹事:壬生 那昭  
副幹事:片岡 由紀夫  
創立 2003 年 4 月 27 日  
例会日時 火曜日(12:30~13:30)  
例会場 ホテル日航旭ロイヤル  
事務局 高知市本町 3-2-15  
高知新聞放送会館1階 TEL 088-824-8660

- 国旗儀礼 本日の歌 奉仕の理想
- ビジター 山内豊功さん  
松岡英雄さん

Today's Lunch



### 幹事報告

本日の報告

3 月 5 日(土) IM(インターミーティング) 13:00~

3 月 8 日(火)の例会を 12 日(土)の桑田山温泉の  
お泊り例会に変更します。

### 今後の予定

3 月 5 日(土) IM(サンピアシリーズ) 13:00~

3 月 1 日(火) 例会:誕生日祝い、理事会

2 月 28 日(土) PETS、DTTS 坂出市

2 月 23 日(火) 例会:情報集会班分

2 月 20 日(土) 高知中央RC 30 周年式典  
城西館 午後 1 時 30 分~

2 月 16 日(火) 例会:家庭記念日

# 例会情報

卓話: 清水 敏博 会員

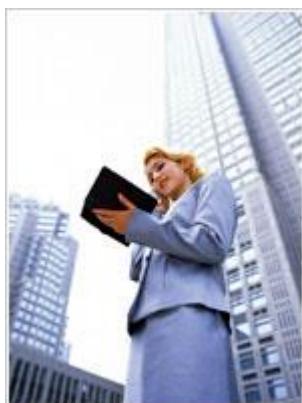
## 私の仕事

### 司法書士の仕事について

司法書士の業務は、法務局、裁判所に提出する書類の作成、140万円以下の訴訟の代理業務です。ちなみに行政書士は国、県、市町村へ提出する書類の作成、税理士は税務署へ提出する書類の作成、社会保険労務士は社会保険、労働に関係する行政機関へ提出する書類の作成、土地家屋調査士は法務局へ提出する書類の作成、弁護士はそこらへん、全て代理できるそうです。

私、司法書士のおもな仕事は、「登記・供託」「裁判事務」「成年後見業務」などですが、そのほかにも、身近な暮らしの法律トラブルを解決するお手伝いをしています。

法律の知識があれば、泣き寝入りしないですむようなトラブルがあります。



・土地・建物の登記(不動産登記)

・会社の登記(商業登記)

・企業法務

・裁判業務

・成年後見

・債務整理

## 土地・建物の登記(不動産登記)

不動産登記とは、皆さんの大切な財産である土地や建物の物理的な状況・権利関係に変化が生じたときに、その旨を登記簿に記載して社会に公示することで、取引の安全を守る制度です。

司法書士は、このうち権利関係の登記について書類の作成や申請代理業務を行います。

登記の種類にはいくつかあり、不動産に対して生じた変化の原因に応じて申請する登記の種類が決められています。

主な例としては、次のとおりです。

登記の原因	申請する登記の種類
建物を新築した、新築マンションを購入した	所有権保存登記
不動産を売買・贈与した、不動産を相続した	所有権移転登記
金融機関から融資をうけて(根)抵当権を設定した	(根)抵当権設定登記
住宅ローン等を完済した	(根)抵当権抹消登記
不動産の持ち主の住所・氏名が変わった	登記名義人表示変更登記

平成 17 年 3 月に施行された新不動産登記法では、司法書士による「本人確認制度」をはじめとする新制度が導入されたことにより、不動産登記における司法書士の役割と責任はますます大きくなりました。

## 会社の登記(商業登記)

商業登記は、株式会社などの法人について、設立(誕生)から清算(消滅)にいたるまで一定の事項を法務局で登記することにより、法人の内容を社会一般の人に公示することで、法人を巡る取引の安全を実現する制度です。司法書士は、これら商業登記手続きについて、書類の作成や申請代理業務を行います。登記の種類にはいくつかあり、法人の内容に生じた変化の原因に応じて申請する登記の種類が決められています。

主な例としては、次のとおりです。

登記の原因	申請する登記の種類
新たに会社を作りたい	会社設立登記
代表取締役や取締役、監査役 などの会社役員が変わった	役員変更登記
会社の名前や目的を変更したい	商号変更・目的変更登記

会社の本店を移転したい	本店移転登記
事業拡大のために資本を増加したい	増資の登記
会社経営をやめたい	解散・清算終了の登記

平成 18 年 5 月から新しい「会社法」が施行され、有限会社が株式会社に移行したり、最低資本金制度がなくなるなどの新制度が始まりました。これに商業登記の手続も大きく変わり、我々司法書士が商業登記の分野で果たす役割もますます大きくなりました。

## 企業法務



会社は、その企業活動において様々な法律上の問題に直面していきます。また、会社を取り巻く法律は、度重なる大企業の不祥事や急激な経済情勢の変化に合わせて相次いで改正がなされており、コンプライアンス(法令遵守)の重要性が高くなっています。

このような状況において、会社に法務部などの部署をもたない中小企業にとって、これまで商業登記を通じ企業法務にたずさわってきた司法書士は、身近な法務アドバイザーとなっています。

司法書士は、会社法の専門家として法律の改正への対応だけにとどまらず、株主や債権者などへの対応、法的な文書の整備、ストックオプションの発行、株式公開の支援、企業再編、取引上のトラブルや事業承継などの問題についてもアドバイスをすることができます。

また、簡易裁判所の訴訟代理権が付与されたことにもない、会社の代理人として140万円以下の事件の訴訟対応をすることも可能となっています。

このように、これからますます複雑になってくる企業活動において、司法書士は企業法務のコンサルタントとしての役割が期待されています。

## 裁判業務



貸金や家賃・敷金、損害賠償などを請求するなど、裁判所に訴えや申立てをするとき、私達司法書士は、皆さんに代わって書類を作成し、訴訟手続を応援いたします。

また、平成15年4月に施行された改正司法書士法により、新たに法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴訟代理業務が認められるようになりました。

簡易裁判所は、「貸したお金を返してもらえない」「売買代金を払ってもらえない」「家賃を払ってもらえない」…などのトラブルで請求金額が140万円以下の身近な事件を、普通の訴訟のような難しい手続ではなく、簡易な手続で迅速に解決するために設置された裁判所です。

我々司法書士は、この簡易裁判所で皆さんに代わって弁論したり、調停や和解の手続をすることができます。もちろん、裁判外でも、代理人として相手方と和解交渉をしたり、紛争性のある事件について相談を受けてアドバイスをしたりすることが可能です。

法律の専門家として、市民の皆様の身近な裁判のお手伝いをする司法書士。困ったときはお気軽に、まずはご相談ください。

## 成年後見



認知症のお年寄りの方や知的・精神障害のある方は、判断能力の面でハンディキャップを負っているために、通常の人と同等に契約をしたり法的手続をしたりすることが困難です。

こうした人たちを悪質商法等から守り、安心して暮らしていけるよう、法律面からサポートするのが成年後見制度です。

成年後見は、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2つに分けられます。

### 「法定後見」

法定後見制度とは、現に判断能力が不十分な状態にある人に対して、家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人などを選任する制度です。後見人・保佐人・補助人のいずれが選任されるかは、本人の判断能力の状態によって異なります。

### 「任意後見」

任意後見制度は、本人自身が、将来判断能力の衰えた場合に備えて、あらかじめ公正証書による任意後見契約によって後見人を選任しておく制度です。

今まで私達司法書士は、社団法人成年後見センター・リーガルサポートを設立し、成年後見制度の発展に寄与してきました。今後急速に高齢化が進む中、司法書士が成年後見の分野で果たす役割はますます重要になってきているのです。

## 債務整理

不況やリストラの影響で住宅ローンの返済ができなくなったり、消費者金融からの過剰な借入等から、多重債務状態となる人が増えています。

こうした多重債務状態を抜け出し、人生の再出発を図るためには、債務整理が不可欠です。

債務整理にはいくつかの方法がありますが、主なものは次のとおりです。

### 【債務整理の方法】

#### 1. 任意整理

裁判所を使わずに司法書士や弁護士が、債権者との間で支払方法等について交渉して解決する方法です。



#### 2. 特定調停

簡易裁判所に調停を申し立てて、裁判所の調停委員と協力しながら債権者と交渉し、分割弁済をして返済する方法です。

#### 3. 個人民事再生

原則として3年間で一定の金額を分割して返済する計画を立て、この計画について裁判所が認めれば、残りの債務が免除されるという方法です。

#### 4. 自己破産

裁判所に破産の申立てをして、債務者の全財産で支払えるだけ支払い、免責を受ければ残りの債務が免除されるという方法です。

上記の方法にはそれぞれ長所・短所があり、自己に最適の方法を選択することはなかなか困難です。そこで、私達司法書士は、こうした人たちの相談を受け、代理又は書類の作成業務を通じて、最も適切な方法で債務を整理し、人生の再出発を図れるようにアドバイスしています。



●ニコニコ箱(2月16日) 寄付をいただいた方。(順不同)

國澤忠司会員 尾田安広会員 山下等会員 平岡勉会員 野村和男会員 兵等弥生会員 小林津月会員  
山本登志夫会員 岡崎秀仁会員 片岡由紀夫会員

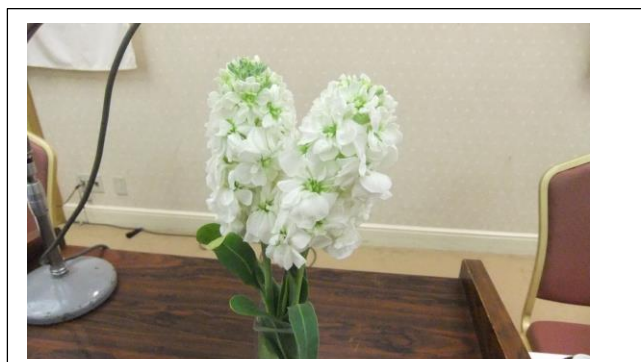
ニコニコ箱金額と累計

2月16日	累計
15,000円	528,000円

出席率報告

	総数	出席	欠席	M.U	出席率
2月16日	26	20	6	0	76.92
2月2日	26	15	7	4	73.08

山内豊功さん ご挨拶



カレー部出動&デザート

本日のお花